

「新宿区外部評価委員会 4年間の活動を終えて」

（第2期 平成24年度～平成27年度）

（平成28年3月）

新宿区外部評価委員会

は じ め に

第2期新宿区外部評価委員会の最後の活動として、4年間の活動を振り返りましたので、その報告書を提出します。

この文書は、主として次期の委員会の活動のために申し送るもので、外部評価という仕事を行っていく上で留意すべきだと感じたことをまとめたものですが、中には、内部評価を行う区への意見等も含まれています。もちろん、外部評価委員会の外部評価としての区政への意見はすでに報告書にまとめているところですが、この総括文書も、次期委員会にご提示いただくのはもちろん、外部評価結果報告書と併せて外部評価の観点からする区政改善の意見として、区長におかれましては十分にご配慮いただきたいと思えます。

行政評価という仕組みは一種流行のようになり、多くの自治体で取られるようになりましたが、その中でも新宿区の「外部評価」の仕組みは質の高い取組といえるのではないのでしょうか。

多くの回数の会議に出席し、区民の委員が多分野の事業を勉強し、膨大な作業量をこなしているのは驚くべきことです。そして、それを可能にする材料を提供しているのは、「内部評価」であり、内部評価が精緻に行われかつ区民にも分かる形で記述される「内部評価シート」です。

このように新宿区のすぐれた行政評価は、区民と区役所とのバランスの取れた熱意ある取組によって発展してきました。そしてこの区民と区とのまさに協働の関係の要となっているのは外部評価を所管する行政管理課です。

外部評価に取り組む区民、内部評価に取り組む各所管課、そして両者を取りもつ行政管理課、この三者が行政評価というものの重要性をしっかりと認識し、その力量を高めてきたことが、新宿区の行政評価の独自性と質の高さを支えています。

第3期の委員会におかれては、これまでの外部評価の蓄積をふまえるとともに、また新しい自由な目線で、区民の感覚を発揮され、新宿区の評価の文化を発展させていただきますよう祈念いたします。

新宿区外部評価委員会
会長 名和田 是彦

目 次

第1 今後の行政評価に向けた課題と意見

- 1 内部評価について 1
 - (1) 内部評価に対する姿勢について
 - (2) 区民に分かりやすい記載について
 - (3) 分かりやすい説明について
 - (4) 指標の設定について
- 2 外部評価について 3
 - (1) 部会について
 - (2) 協働について
 - (3) 質問について
- 3 区の総合判断について 4
 - (1) 指摘に対する回答・対応について
 - (2) 評価の継続性について
- 4 その他 5
 - (1) 事業名と実際の事業内容との間に大きな乖離がある事業について
 - (2) 事業別行政コスト計算書について
 - (3) 評価の効率性について
 - (4) 枝事業単位での評価について

第2 第三期委員に向けて

. 6

第3 新宿区外部評価委員会の概要

- 1 新宿区外部評価委員会の役割・構成 7

第4 第二期新宿区外部評価委員会の実績

. 8

<資 料>

- 1 新宿区外部評価委員会委員名簿 11
- 2 新宿区外部評価委員会条例 12
- 3 新宿区行政評価制度に関する規則 14

第1 今後の行政評価に向けた課題と意見

新宿区外部評価委員会（以下、「本委員会」という。）は平成19年9月、区長の附属機関として設置された。

私たちは、第二期（平成24年4月から平成28年3月）の委員として、計画事業評価だけでなく経常事業評価を行うなど、4年間に渡って区の事業を広く評価してきた。

任期を終えるに当たって、評価作業を通して明らかとなった課題等を述べたいと思う。

1 内部評価について

行政評価は、まず、区が実施する施策及び事業について自己評価を行う「内部評価」、内部評価を区民の視点から評価する「外部評価」、内部評価と外部評価を踏まえて、区の施策及び事業の方向性を総合的に判断する「区の総合判断」という過程で実施される。

つまり、行政評価の基礎は内部評価にある。内部評価が適切に実施されることにより、行政の自浄機能が働くとともに、行政としての説明責任が果たされることとなる。そして、外部評価や区の総合判断をしつかりと行うことが可能になる。

（1）内部評価に対する姿勢について

内部評価を見るに、その事業を実行することが目的になっているのではないか、真にサービスを必要としている方にそのサービスが届いているのだろうか、という思いを持つ。事業を実施するに至った背景を振り返り、もう一步踏み込んだ分析を行い、事業内容の改善や周知活動の強化等に努めてほしい。

事業を新たに始めることも大事だが、どこで終了するかということも大事である。そのことによって、また別の新しい事業を始めることができる。事業を継続するのであれば、なぜ継続して実施する必要があるのかということ、内部評価において明確にしてほしい。

前述したように、内部評価には行政の自浄機能としての役割がある。施策や事業に課題があるのであれば、内部評価において積極的に挙げるべきである。そのためには、現場に通じた者が内部評価を行うような体制とし、現場の生の声が反映されるようにしてほしい。また、特に補助事業や委託事業の場合は、補助金を交付した団体や委託した団体が何をどのように行っており、そのことによりどのような効果があったのかということ、十分に把握し、分析した上で、内部評価を行っ

てほしい。

(2) 区民に分かりやすい記載について

内部評価の質は年を追うごとに向上し、着実に改善されてきたが、まだ、課によって評価の質にばらつきがあると感じる。例えば、内部評価を確認した後、事業所管課に対してヒアリングを行うが、内部評価に記載すべき内容が載っていないということがあった。

本委員会は、外部評価を行うに当たって直接所管課に対してヒアリングを行う機会があるが、区民は公表された内部評価実施結果報告書を読んでその評価内容を知ることとなる。例えば、指標の達成状況等が未達成であっても「計画どおり」とする事業は、指標以外の効果についても記載するなど、ヒアリングがなくとも、当該事業や評価の理由が十分に理解できるよう、分かりやすい記載となることを望む。

(3) 分かりやすい説明について

本来的には、ヒアリングがなくとも、内部評価実施結果報告書のみで事業や評価の理由を十分に理解できるようにすべきであるということは、前項で述べたとおりである。しかし、外部評価を行うに当たって、やはりヒアリングを行い、所管課から説明を聞くことは大切である。

ヒアリングに当たっては、相手に理解してもらおうという姿勢で説明を行ってほしい。評価シートに記載された内容をそのまま読み上げるのではなく、どのようにしてこのような評価や方向性の決定に至ったのかということ、きちんと言葉にして表してほしい。

また、個別の事業の説明に先立ち、体系説明として、事業の施策体系上の位置を併せて説明するというところを行っていた。第二期の4年間を通じて、本委員会と区との間で、体系説明についての改善の提言とその対応がなされてきた。その結果、平成27年度における体系説明の方法は一つの完成形であったと思う。しかし、事業によっては、類似の事業がたくさんある中での当該事業の位置付けをより明確にしてほしい。

同様に、ヒアリングの時間についても、第二期の4年間における試行錯誤の結果、年々時間を長くしてきた。恐らく、これ以上ヒアリング時間を長くすることは、会議開催数の関係から見ても難しいだろう。今後、事業によってヒアリングの時間に差を設けるなどの措置を講じてもいいのではないか。今後の検討に任せたい。

また、ヒアリングの場で所管課から提供される参考資料については、年々改善されてきているように思う。今後も、本来業務を圧迫しない範囲での更なる工夫を期待する。

(4) 指標の設定について

経常事業評価において、事業の指標・目標の設定がない事業がいくつかあった。指標を設定するということは、その事業のあるべき姿を想定し、それに向けて努力するということである。積極的な指標の設定を期待する。

なお、指標の設定については、活動の結果、目的に照らしてどのような成果があったかを示す成果指標（アウトカム指標）の設定が望ましい。しかし、一番には、事業の実施内容と設定した指標の因果関係が明確になっていることが大事である。指標の設定に当たっては、そのことに留意してほしい。

2 外部評価について

(1) 部会について

新宿区外部評価委員会では、評価に当たって、委員会を性質ごとに三つの部会にわけ、部会ごとにヒアリング及び評価を行っている。各部会での評価結果を委員会全体で審議し、委員会全体としての評価を決定している。

専門性が高い事業について勉強して外部評価に臨むためには、部会のメンバーを固定したほうがよいのだろう。しかし、一方では、あまり固定しすぎても、部会間の分離性が高まってしまい、委員会としての一体性に欠けてしまうという面も懸念される。

部会の個性は一定程度尊重されるのがよいが、部会によって重視するポイントや論調に差が出ないように、全体としてどこまで、どのように調整を行うかが課題である。例えば、部会の合間に全体会を開き、部会の枠を越えた意見交換や事例検討の場を設けるなどの対応が考えられるだろう。次期委員会の工夫に委ねたい。

(2) 協働について

協働については、意見欄を設けて、特に意見を伝えてきたところである。この4年間で、評価における協働の定義付けが明確となり、また、協働の理念が区の事業の前提となってきたように思う。

やはり、区政には、民間の力をどんどん取り入れていったほうがいい。そのことによって、新しい気づきや発展も生まれるだろう。そのために、いろいろな人が参加できるような工夫を講じ、ゆくゆくは、その人たち自身が主役となって取り組んでほしい。

評価においては、協働を実施したということだけではなく、協働を実施したことによって区政の質がどのように上がったかということが大事である。内部評価、外部評価ともにその点をよく分析する必要がある。

(3) 質問について

ヒアリングの時間には限りがあるので、できる限り効率的に進めるのがよい。ヒアリング後に質問を行うこともできるが、直接、所管課との質問のやりとりができるのはヒアリングの場である。第二期の経験から言えば、事前に質問を提示した上でヒアリングを行うことは、負担が掛かるものの非常に有効であった。さらに、ほかの部会からも質問をもらえれば、新しい視点に気付くことができ、良いと思う。

3 区の総合判断について

(1) 指摘に対する回答・対応について

内部評価、外部評価を受け、区は総合判断を行い、内部評価と外部評価を踏まえた区の対応を示している。行政評価は言わば「キャッチボール」であり、内部評価、外部評価、区の総合判断の一連の過程において、少しずつ改善が図られていくものである。

しかし、本委員会からの意見に対する区の総合判断の内容にもどかしさを感じることもある。意見に対しては、できる限り明確に回答してほしい。

(2) 評価の継続性について

区の総合判断で示された方針に基づき、計画の見直し等が行われ、その計画の下で事業を実施し、実施結果を再び評価する。評価の継続性という意味で、その経過を見ていくことが大切である。区の総合判断として示した方針については、内部評価などでその後の取組状況を明らかにしてほしい。

4 その他

(1) 事業名と実際の事業内容との間に大きな乖離がある事業について

事業名と実際の事業内容との間に大きな乖離がある事業が見受けられる。ただし、例えば、区全体としての課題について当該所管部が総合調整を行う事業など、事業名と事業内容との間に大きな乖離があることも理解できる場合もある。

これは難しい問題であり、すぐに解決されるものでもないであろう。このため、ヒアリング時には、事業の全体構造を十分に理解できるよう、各事業の内部評価において、個別計画等の事業体系を明確にすることや、指標の設定の仕方、ヒアリングにおける説明の仕方などに更なる努力を望む。

また、次期外部評価委員においても、こういった事業があることに十分留意して、評価に当たってほしい。

(2) 事業別行政コスト計算書について

事業別行政コスト計算書は、非常に有用な資料であると考えられるが、作成スケジュールからして、評価作業に直接使えるわけではない。

しかし、必要に応じて参照することで、評価の広がり期待できるのではないかと期待する。

(3) 評価の効率性について

他区と比べても、区の行政評価は実践的である。現在、内部評価を行う各部、外部評価を行う本委員会、それぞれにおいて相当な労力を費やして評価作業に取り組んでいる。今後は、行政評価制度の運営において、過度な負担が掛かっていないか、制度の確認や見直しを適宜行い、健全な制度運営に努めてほしい。

(4) 枝事業単位での評価について

現行の計画事業評価には、枝事業単位では評価が大きく分かれる場合であっても、最終的には計画事業単位での評価をしなければならない難しさがある。

評価方法の改善については、今後の検討に委ねることとするが、次期外部評価委員においては、このような困難さが伴うことに十分留意の上、評価を実施してほしい。

第2 第三期委員に向けて

我々、第二期の外部評価委員の任期は、平成24年度から平成27年度までの4年間である。他の審議会に比べても長い任期を、今まさに終えようとしている。この4年間は、非常に長く、そして大変なものであった。しかし、今思えば、その時間は必要だったと感じている。当初は、行政の作成した文書を読むことにさえつまづく場面もあったが、この4年間を経て、それを読み取る力を養うことができたと思う。

我々の生き方や人格は、評価にとっても大きな影響を与える。外部評価委員になるということは、ある意味とても厳しいことである。評価に当たっては、これまでの自分の経験だけに頼るのではなく、一区民として、内部評価に真摯に向き合う姿勢が大切である。

内部評価に対して外部評価意見を提示し、それらを踏まえた区の総合判断がなされ、事業が実施される。そして、再び内部評価がなされ、内部評価に対して新たな外部評価意見が提示される。こうした「キャッチボール」の作業を通じて、少しずつ改善が図られていく。ボールを受けて、また投げ返すということが大事であり、第三期の委員におかれては、任期である2年の間に根気よく、そして積極的にボールを投げ続けてほしい。

第三期の委員は、平成28～29年度の第三次実行計画期間に活動を行う。第二次実行計画から第三次実行計画に移行するに当たり、基本目標「好感度一番の区役所の実現」から、基本政策「健全な区財政の確立」へ事業の位置付けが変わっている。良いサービスを提供するという質の向上と、財政の健全化というのは、相反するものではなく、車の両輪である。行財政改革も、究極的には区民サービスの充実のために行うものであり、委員会としてその視点を堅持してほしい。

また、毎年度、評価作業が終わった段階で、本委員会において今後の行政評価に向けた課題と意見を議論しているところである。このように、毎年度委員会全体で議論し、委員会としての軸をしっかりと固めておく必要がある。

最後に、内部評価を外部評価するという制度の構造上、内部評価をしっかりと行うことが基本となる。今後の行政評価にとって重要となるのは、内部評価をどのように高めていくかということだろう。内部評価の質を向上させるに当たっては、行政を批判することだけでなく、行政と区民がともに思考することが大事である。区民が行政を育てる文化が培われることを期待する。

第3 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 委員会設置の経緯と役割

本委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置された。

本委員会の役割は、新宿区基本構想（以下、「基本構想」という。）の「めざすまちの姿」の実現に向けて策定された、平成20年度からの総合計画及び実行計画の進行管理を行うこと、並びに区民の行政評価に対する参画の機会を確保することにより、行政評価の客観性及び透明性を高めることである。

(2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

委員会は、次の15名で構成されている。

◇学識経験者3名

◇公募による区民6名

◇区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・暮らし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

第4 第二期新宿区外部評価委員会の実績 (平成24年4月～平成28年3月)

【平成24年度】

- 《評価対象》 新宿区第一次実行計画（計画事業）
新宿区第二次実行計画（経常事業）
- 《評価実績》 計画事業（まちづくり編） 87事業
計画事業（区政運営編） 15事業
経常事業（まちづくり編） 36事業
- 《現地視察》 4か所（おとめ山公園、内藤町自転車保管場所、新宿こ
こ・から広場、落合保健センター）

平成24年度は、第一次実行計画最終年度の評価の年に当たるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。

また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成20年度から23年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。

さらに、経常事業についても、新たに外部評価を行った。

外部評価委員会委員が改選された初年度であるため、評価に当たっては、昨年度までの第一期の委員会で積み上げてきた外部評価手法を踏まえ、以下のような手法で評価を行った。

計画事業の評価は、事業内容の理解を深めるため、昨年度よりヒアリングの日程を増やし、より多くの計画事業について事業の目的、基本的な考え方、事業の進め方、内部評価理由などについて確認した。ヒアリングに当たっては、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

経常事業の評価に当たっては、最初に経常事業評価の目的、基本的な考え方及び評価方針の確認を行った。また、昨年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価することとした。個別の事業の評価の際は、経常事業を構成する予算事業の内部評価をチェックし、対象とした全ての事業についてヒアリングを実施した。さらに、計画事業同様、資料の提出や再質問への回答を求めた。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 25 年度】

- 《評価対象》 新宿区第二次実行計画
- 《評価実績》 計画事業（まちづくり編） 41 事業
経常事業（まちづくり編） 69 事業
- 《現地視察》 6 か所（環境学習情報センター、みなみもと町公園、教育センター、中央図書館、佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館）

平成 25 年度は、第二次実行計画の初年度評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 年で評価することとした。

評価に当たっては、内部評価実施結果報告書Ⅰを読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

また、経常事業は昨年度より内部評価事業数が増加しているため、外部評価の対象事業を増やし評価した。評価に当たっては、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価することとし、計画事業同様、内部評価実施結果報告書Ⅱを読み込んだ上で、資料の提出や再質問への回答を求めた。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 26 年度】

- 《評価対象》 新宿区第二次実行計画
- 《評価実績》 計画事業（まちづくり編） 42 事業
経常事業（まちづくり編） 57 事業
- 《現地視察》 7 か所（西富久地区市街地再開発事業現場、防災センター、四谷保健センター、女性の健康支援センター、産業会館（B I Z 新宿）、新宿観光振興協会、しんじゅく多文化共生プラザ）

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価実施結果報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

《評価対象》	新宿区第二次実行計画	
《評価実績》	計画事業（まちづくり編）	81 事業
	計画事業（区政運営編）	4 事業
	経常事業（まちづくり編）	19 事業
	経常事業（区政運営編）	7 事業

平成 27 年度は、新宿区第三次実行計画（以下「第三次実行計画」という。）（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、平成 27 年度が最後の 1 年であり、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

<資 料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

	氏 名			備考
第1部会 まちづくり 環境 みどり	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科 教授	副会長 部会長	
	小池 玲子	区 民		
	藤野 美千代	区 民		
	野澤 秀雄	防災サポーター連絡協議会		
	福井 清一郎	商店会連合会		
第2部会 福祉 子育て 教育 くらし	平野 方紹	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授	部会長	H25.4.1 就任
	森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授	前副会長 部会長	H25.3.31 退任
	金澤 由利子	区 民		
	小菅 知三	区 民		
	小山 裕子	地域家庭活動推進協議会		
	鱒沢 信子	民生委員・児童委員協議会		
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	名和田 是彦	法政大学法学部政治学科 教授	会長 部会長	
	中原 純一	区 民		
	山田 幸恵	区 民		
	荻野 善昭	エコライフ推進協議会		
	斉藤 博	町会連合会		

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附 則

[以下 略]

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日
新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。